

山口県報

令和5年
3月31日
(金曜日)

目 次

○公告
令和5年度山口県予算の要領の公表(財政課) 一
令和4年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) 一九



(六〇) 令和5年度山口県予算の要領の公表

令和5年2月山口県議会定例会で議決された令和5年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和5年3月31日

山口県知事 村 岡 誠 政

令和5年度山口県一般会計予算

令和5年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ794,013,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	項	入	金額
1	県	1	県	民	200,789,941
		2	事	業	51,666,693
		3	地	方	42,182,252
		4	不	動	70,711,000
		5	県	た	2,550,098
		6	バ	ル	1,478,000
		7	軽	油	470,000
		8	自	動	12,973,160
		9	自	動	18,557,738
		10	区	車	10,000
		11	狩	猟	11,000
		12	産	業	180,000
		13	産	業	66,700,000
		14	産	業	66,700,000
		15	産	業	26,214,000
		16	産	業	23,437,000
		17	産	業	2,374,000
		18	産	業	80,000
		19	産	業	28,000

外(18)号		科目		日		令和5年3月31日	
4	地方特例交付金	9	自動車重量譲与税	190,000			
		10	森林環境譲与税	105,000			
5	地方交付税		地方特例交付金	895,000			
		1	地方交付税	895,000			
6	交通安全対策特別交付金	1	地方交付税	178,869,000			
		1	交通安全対策特別交付金	178,869,000			
7	分担金及び負担金	1	分担金	317,000			
		2	負担金	317,000			
8	使用料及び手数料	1	使用料	3,265,363			
		2	手数料	169,529			
9	国庫支出金	1	国庫補助金	3,095,834			
		2	国庫補助金	8,536,779			
		3	国庫委託金	6,755,071			
		1	国庫補助金	1,781,708			
		2	国庫委託金	124,313,696			
10	財産収入	1	財産運用収入	38,805,807			
		2	財産売却収入	83,748,923			
11	寄付金	1	寄付金	1,758,966			
		2	特別会計繰入金	758,254			
12	繰入金	1	特別会計繰入金	300,882			
		2	基金繰入金	457,372			
14	諸収入	1	貸付金元利収入	232,134			
		2	受託事業収入	232,134			
		3	延滞金、加算金及び過料等	36,034,389			
		4	預金利息	4,864,852			
		6	雑収入	31,169,537			
15	県債	1	県債	104,735,716			
		1	県債	98,481,653			
		1	県債	5,402,615			
		1	県債	42,352,000			
		1	県債	42,352,000			
		1	県債	42,352,000			

歳入		歳出		計	
歳入	794,013,272	歳出	794,013,272	計	金額
歳入	1,444,920	歳出	1,444,920	計	金額
歳入	1,444,920	歳出	1,444,920	計	金額
歳入	38,652,345	歳出	38,652,345	計	金額
歳入	18,888,183	歳出	18,888,183	計	金額
歳入	9,042,206	歳出	9,042,206	計	金額
歳入	6,191,805	歳出	6,191,805	計	金額
歳入	1,251,956	歳出	1,251,956	計	金額
歳入	1,047,613	歳出	1,047,613	計	金額
歳入	1,451,151	歳出	1,451,151	計	金額
歳入	467,749	歳出	467,749	計	金額
歳入	132,002	歳出	132,002	計	金額
歳入	179,680	歳出	179,680	計	金額
歳入	102,883,096	歳出	102,883,096	計	金額
歳入	79,428,366	歳出	79,428,366	計	金額
歳入	22,478,246	歳出	22,478,246	計	金額
歳入	975,374	歳出	975,374	計	金額
歳入	1,110	歳出	1,110	計	金額
歳入	66,930,597	歳出	66,930,597	計	金額
歳入	50,435,102	歳出	50,435,102	計	金額
歳入	2,866,721	歳出	2,866,721	計	金額
歳入	2,861,438	歳出	2,861,438	計	金額
歳入	8,692,580	歳出	8,692,580	計	金額
歳入	2,074,756	歳出	2,074,756	計	金額
歳入	2,503,190	歳出	2,503,190	計	金額
歳入	432,716	歳出	432,716	計	金額
歳入	1,490,636	歳出	1,490,636	計	金額
歳入	479,689	歳出	479,689	計	金額
歳入	100,149	歳出	100,149	計	金額
歳入	34,450,017	歳出	34,450,017	計	金額
歳入	11,146,113	歳出	11,146,113	計	金額
歳入	468,008	歳出	468,008	計	金額

7	商工費	11,297,094
3	農林地業費	6,628,650
4	水産業費	4,910,152
5	商業費	111,190,635
1	商工業業費	4,863,507
2	工業業費	105,322,038
3	観光業費	1,005,090
1	管理費	68,897,392
2	道路橋りょう費	6,779,862
3	河川海岸費	17,135,613
4	港湾費	8,182,945
5	都市計画費	3,834,345
6	住宅費	2,999,792
9	警察費	36,698,538
1	警察管理費	34,095,989
2	警察活動費	2,602,549
10	教育費	127,436,345
1	教育総務費	13,869,246
2	小学校費	38,168,918
3	中学校費	23,859,338
4	高等学校費	23,733,473
7	特別支援学校費	13,801,883
8	社会教育費	1,433,292
9	保健体育費	692,653
10	大学費	2,139,425
11	大学費	9,738,117
11	災害復旧費	6,334,527
1	農林水産施設災害復旧費	1,554,118
2	土木施設災害復旧費	4,620,409
4	学校施設等災害復旧費	160,000
12	公債費	86,281,670
1	公債費	86,281,670
13	諸支出金	110,110,000

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
14	子備費	1	子備費	令和5年度から	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。	70,345,000
		11	利子割精算金	令和25年度まで	(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年/1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	128,000
歳出		1	子備費	令和5年度から	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。	1,168,000
合計		1	子備費	令和25年度まで	(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年/0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	763,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(3) 金融機関に対する利子補給額は、年/1.7%を限度とする。	3,140,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。	33,718,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額は、30,000千円とする。	330,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。	516,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年/1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	2,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(3) 金融機関に対する利子補給額は、年/1.3%を限度とする。	200,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。	200,000
合計		1	子備費	令和5年度から	(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額は、400,000千円とする。	794,013,272
合計		1	子備費	令和5年度から	(3) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする。	

		令和20年度まで	度とする額とする。
8	新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9	農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から令和16年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10	農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和5年度から令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする。
11	畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から令和30年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12	森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和5年度から令和35年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、29,897千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする。
13	生活福祉資金に対する利子補給	令和5年度から令和13年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。
14	支農資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和5年度から令和15年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする。
15	漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から令和12年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資した総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする。
16	日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和5年度から令和5年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資した総額は、240,000千円とする。 (2) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (3) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする。
17	公益財団法人やまぐち農林整備事業費の貸付に対する損失補償	令和5年度から令和26年度まで	に相当する額。ただし、日本政策金融公庫が融資する場合、元金の繰上返済を要する場合は、公庫の指定する期日(以下「返済期日」という)において、遅延延滞損害金を相当する額(以下「返済期日」という)に相当する額とする。
18	公益財団法人やまぐち農林整備事業費の貸付に対する損失補償	令和5年度から令和16年度まで	(1) 公益財団法人やまぐち農林整備事業費の貸付に対する損失補償額は、令和5年度から令和16年度まで、300,000千円とする。 (2) 公益財団法人やまぐち農林整備事業費の貸付に対する損失補償額は、令和5年度から令和16年度まで、300,000千円とする。
19	小規模事業者等設備貸付事業資金に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和5年度に150,000千円を限度として貸し付けける設備の額
20	漁業経営回復支援特別基金に対する損失補償	令和5年度から令和7年度まで	全国漁業信用基金協会が令和5年度に300,000千円を限度として貸し付けける設備の額
21	新事業活動支援特別基金に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和5年度に200,000千円を限度として貸し付けける設備の額
22	経営安定支援資金(経営安定信用保証協会)に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に2,000,000千円を限度として貸し付けける債務保証により受ける損失額(70/100に相当する額)
23	経営安定支援資金(経営安定信用保証協会)に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に2,000,000千円を限度として貸し付けける債務保証により受ける損失額(70/100に相当する額)
24	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応信用保証協会)に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に6,000,000千円を限度として貸し付けける債務保証により受ける損失額(70/100に相当する額)
25	経営安定支援資金(経営引上げ・価格転嫁支援資金)に対する損失補償	令和5年度から令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に6,000,000千円を限度として貸し付けける債務保証により受ける損失額

26	経営安定支援資金(返済負担軽減借換等特別信用保証協会)に係る山口県信用保証協会の損失補償	令和5年度から令和20年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に20,000,000千円を限度として借換等特別資金)に係る返済負担軽減の70/100に相当する額
27	医学部の人学増に付金	令和5年度から令和11年度まで	72,000千円
28	国立大学法人山口大学医学部の人学増に付金	令和5年度から令和10年度まで	21,600千円
29	地域医療再生計画に基づいて大学医学部の人学増に付金	令和5年度から令和10年度まで	108,000千円
30	高度産業人材確保支援金の貸付金	令和5年度から令和20年度まで	49,920千円
31	看護職員内定者促進事業に付金	令和5年度から令和14年度まで	7,200千円
32	地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に付金	令和5年度から令和10年度まで	10,080千円
33	東部地域支援事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	2,500千円
34	県庁舎防災設備改修事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	198,089千円
35	周南総合庁舎中央監視設備改修事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	248,494千円
36	シニアダンス団体の台機構設備改修事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	198,000千円
37	県議会棟の年度修繕事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	144,282千円
38	県議会棟の年度修繕事業に付金	令和5年度から令和6年度まで	67,600千円
39	施設予約システムの構築等に付金	令和5年度から	

40	等年度の事業を一括契約すること。	令和10年度まで	39,595千円
41	予算編成システム更新事業の一括契約すること。	令和5年度から令和11年度まで	114,551千円
42	防災行政無線再整備事業の一括契約すること。	令和5年度から令和7年度まで	3,998,800千円
43	具立宇部総合支援学校太陽光発電設備設置事業の一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	25,123千円
44	委託訓練の実施に係る業務委託の一括契約すること。	令和5年度から令和7年度まで	208,286千円
45	東部地域産業振興センター整備に係る設計業務の一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	173,598千円
46	農林業の知と技の拠点整備事業の一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	650,090千円
47	県宮かんがい排水改良事業の一括契約すること。(畑Ⅱ期地区ダム)	令和5年度から令和6年度まで	190,000千円
48	”(阿徳地区ダム)	令和5年度から令和6年度まで	180,000千円
49	”(有宗地区ダム)	令和5年度から令和6年度まで	180,000千円
50	”(江崎地区排水機)	令和5年度から令和7年度まで	190,000千円
51	(中開作地区排水機)経営体育成基盤整備事業の一括契約すること。(玉置東地区3場整備)	令和5年度から令和6年度まで	260,000千円

52	〃	令和5年度から	130,000千円	
53	〃	令和5年度から	132,000千円	
54	〃	令和5年度から	190,000千円	
55	〃	令和5年度から	230,000千円	
56	〃	令和5年度から	170,000千円	
57	〃	令和5年度から	190,000千円	
58	〃	令和5年度から	190,000千円	
59	〃	令和5年度から	300,000千円	
60	〃	令和5年度から	37,180千円	
61	〃	令和5年度から	1,400,000千円	
62	〃	令和5年度から	200,000千円	
63	〃	令和5年度から	987,000千円	
64	〃	令和5年度から	296,940千円	
65	〃	令和5年度から	180,000千円	
66	〃	令和5年度から	88,200千円	
67	〃	令和5年度から	315,000千円	
68	〃	令和5年度から	199,500千円	
69	〃	令和5年度から	157,500千円	
70	〃	令和5年度から	1,082,549千円	
71	〃	令和5年度から	105,874千円	
72	〃	令和5年度から	197,459千円	
73	〃	令和5年度から	194,576千円	
74	〃	令和5年度から	140,460千円	
75	〃	令和5年度から	73,667千円	
76	〃	令和5年度から	255,686千円	
77	〃	令和5年度から	26,331千円	

78	運転免許業務用端末の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から令和11年度まで	23,696千円		
79	運転免許試験シムラの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から令和11年度まで	10,491千円		
80	運転免許業務用プログラムの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から令和11年度まで	8,376千円		
81	統合型校務支援システム更新事業の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から令和10年度まで	399,850千円		
82	県立山口農業高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和6年度まで	187,433千円		
83	県立下関高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和6年度まで	134,083千円		
84	県立大津緑高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和6年度まで	94,459千円		
85	県立下関中等教育学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和6年度まで	50,014千円		
86	県立宇部総合高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和6年度まで	850,095千円		
87	県立豊浦総合高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	令和5年度から令和7年度まで	2,812,349千円		

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	226,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内、ただし、特別のものには条件による。
障害者自立支援対策事業	69,000		ただし、利率の見直しを行うについては、当該利率による。	
老人福祉施設整備事業	188,000			
児童福祉施設整備事業	18,000			
環境推進事業	23,000			

畜犬指導事業	28,000
県営かんがい排水改良事業	179,000
広域営農田地農道整備事業	191,000
基幹農道整備事業	106,000
経営体育成基盤整備事業	505,000
県営中山間地域総合整備事業	98,000
団体営土地改良事業	4,000
基盤整備促進事業	5,000
ふるさと農道緊急整備事業	89,000
県営老朽ため池整備事業	472,000
団体営農地防災事業	7,000
地すべり対策事業(農林)	54,000
県営海岸保全施設整備事業	78,000
治水防除事業	16,000
国営農地再編整備事業負担金	131,000
広域基幹林道開設事業	90,000
ふるさと林道緊急整備事業	78,000
一般治山事業	795,000
保安林改良事業	29,000
林地荒廃防止事業	6,000
小規模治山事業	35,000
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	225,000
漁港漁場機能高度化事業	70,000
漁港海岸保全施設整備事業	110,000

報 道 山 口 県		山 口 県		山 口 県		山 口 県	
令和5年3月31日 金曜日		山 口 県		山 口 県		山 口 県	
(号 外-18)		山 口 県		山 口 県		山 口 県	
地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	129,000	深川川総合開発事業	534,000				
農林総合技術センター運営事業	633,000	ダム建設実施調査事業	367,000				
舗装補修事業	81,000	堰堤改良事業	91,000				
道路災害防除事業	504,000	堰堤修繕事業	172,000				
単独道路舗装事業	494,000	高潮対策事業	182,000				
単独道路災害防除事業	219,000	侵食対策事業	28,000				
単独路側整備事業	296,000	自然災害防止事業(海岸)	19,000				
道路改良事業	1,860,000	通常砂防事業	1,362,000				
過疎地域市町道代行事業	37,000	災害関連緊急砂防事業	34,000				
単独道路改良事業	3,024,000	地すべり対策事業(建設)	195,000				
道路直轄事業負担金	4,238,000	災害関連緊急地すべり対策事業	73,000				
交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	392,000	急傾斜地崩壊対策事業	681,000				
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	788,000	災害関連緊急急傾斜地崩壊対 策事業	115,000				
橋りょう補修事業	2,878,000	砂防災害関連事業	99,000				
単独橋りょう補修事業	9,000	単独砂防改良事業	60,000				
広域河川改修事業	857,000	自然災害防止事業(砂防)	402,000				
河川情報基盤緊急整備事業	131,000	港湾改修事業	202,000				
周防高潮対策事業	316,000	港湾既存施設有効活用促進事 業	215,000				
河川工作物関連応急対策事業	113,000	港湾環境整備事業	12,000				
河川災害関連事業	267,000	港湾直轄事業負担金	2,862,000				
単独河川改修事業	1,264,000	単独港湾改修事業	37,000				
自然災害防止事業(河川)	146,000	海岸防災事業	591,000				
河川直轄事業負担金	180,000	都市計画街路整備事業	426,000				
錦川総合開発事業	295,000	単独都市計画街路整備事業	538,000				

山 口 県

都市公園整備事業	139,000			
単独都市公園整備事業	34,000			
公営住宅建設事業	657,000			
過疎地域下水道代行業	82,000			
防府警察署建設事業	54,000			
駐在所等改築事業	87,000			
管轄事業	34,000			
交通事故防止施設総合整備事業	382,000			
一般管理事業	109,000			
校舎改築事業	63,000			
大規模改築事業	588,000			
施設改築事業	80,000			
特別支援学校施設整備事業	1,218,000			
県立大学整備事業	756,000			
私立高校等施設整備事業	12,000			
土木過年補助災害復旧事業	344,000			
土木過年単独災害復旧事業	27,000			
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000			
土木現年単独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	124,000			
県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
臨時財政対策債	3,889,000			

計	42,352,000			
---	------------	--	--	--

令和5年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,085千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	230
2 繰越金	1 繰越金	23,586
3 諸収入	1 貸付金元利収入	39,269
	合計	63,085
款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金	63,085
	合計	63,085

令和5年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和5年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,138,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

(号 外-18)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	172,394
3	繰越金	1 繰越金	39,253
4	諸収入	1 貸付金元利収入	851,888
		2 雑収入	807,876
5	県債	1 県債	44,012
		2 雑債	75,000
	歳入	合計	1,138,535
	款	項	金額
1	中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	1,138,535
		2 中小企業高度化資金	442,425
	歳出	合計	696,110
	第2表 地方債		1,138,535
			(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

令和5年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和5年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	14,850
2	使用料及び手数料	1 使用料	14,850
			91,127
5	繰入金	1 他会計繰入金	91,127
			200,086
6	繰越金	1 繰越金	200,086
			1
7	諸収入	1 繰越金	98,907
		1 延滞金	98,907
	歳入	合計	1
	歳出	合計	98,906
	款	項	金額
1	下関漁港地方卸売市場費		404,971
			404,971
	歳出	合計	404,971
			404,971
	令和5年度林業・木材産業改善資金特別会計予算		
	令和5年度林業・木材産業改善資金特別会計予算		
	令和5年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。		

令和5年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳	金額
款	項		
3	繰越金	1 繰越金	119,199
4	諸収入	1 貸付金元利収入	119,199
		2 雑収入	3,002
		合計	3,000
		合計	122,201

歳出		歳	金額
款	項		
1	林業・木材産業改善資金	1 林業・木材産業改善資金	122,201
		合計	122,201

令和5年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳	金額
款	項		
3	繰越金	1 繰越金	97,470
4	諸収入	1 貸付金元利収入	97,470
		合計	3,927
		合計	101,397

款 項 金額

1	沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金	101,397
		合計	101,397

令和5年度当せん金付証券売却事業特別会計予算

令和5年度山口県の当せん金付証券売却事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,871,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳	金額
款	項		
1	事業収入	1 事業収入	3,871,232
2	繰入金	1 他会計繰入金	3,871,232
		合計	528
3	繰越金	1 繰越金	528
		合計	1

令和5年度収入証紙特別会計予算

令和5年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,883,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳	金額
款	項		
1	当せん金付証券売却事業費	1 発売諸費	3,871,761
		2 繰出金	528
		合計	3,871,233
		合計	3,871,761

による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,883,083
2 繰越金	1 繰越金	3,883,083
歳入	合計	3,883,084
歳出	歳出	金額
1 繰越金	1 繰越金	3,883,084
歳出	合計	3,883,084

令和5年度土地取得事業特別会計予算

令和5年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,841千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	86,840
4 繰越金	2 財産売却収入	1,006
歳入	合計	85,834
歳出	歳出	金額
1 土地取得事業費	1 土地取得事業費	86,841
歳出	合計	77,227

令和5年3月31日 曜日

令和5年度公債管理特別会計予算

4 分譲宅地管理費 (単位 千円)

令和5年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,426,619千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	86,037,515
2 県債	1 県債	39,389,104
歳入	合計	39,389,104
歳出	歳出	金額
1 公債費	1 公債費	125,426,619
歳出	合計	125,426,619

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	39,389,104	証書借入又は証券発行	以内 8.0% ただし、 利率見直し 方式で借入金 入れらるるに ついては、直 利率の見直し	元利均等半年賦又は元金均等半年賦、30年以内のもの、ただし、特別に定める条件による。

しを行った後において、当該利率は直し後の利率による。

令和5年度港湾整備事業特別会計予算

令和5年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,934,685千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	使用料及び手数料	1 使用料	1,515,422
2	寄付金	1 寄付金	533,091
3	繰入金	1 繰入金	1
4	諸収入	1 雑収入	114,171
5	県債	1 県債	1,772,000
	歳入	合計	3,934,685
	款	項出	金額
1	港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	3,934,685
	歳出	合計	3,934,685

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,772,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、借入利率は直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものについては、借入先と協議して定める。

令和5年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和5年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,325,641千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	298,204
2	諸収入	1 貸付金元利収入	896,637
3	県債	1 県債	1,130,800
	歳入	合計	2,325,641
	款	項出	金額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	1,130,800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、借り手側から見て、直ちに返済する見込みがある場合は、当該利率より低率とする。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは条件による。

令和5年度就農支援資金特別会計予算

借 入

令和5年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,736千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳 入	金額
2 歳入歳出予算	1 他会計繰入金	523
3 繰越金	1 繰越金	3,074
4 諸収入	1 貸付金元利収入	12,139
	2 雑収入	12,137
	合計	15,736

款 項	金額
1 就農支援資金	15,736
歳 出	15,736
合計	15,736

令和5年度国民健康保険特別会計予算

令和5年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,341,229千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (歳出予算の流用)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 項	歳 入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	35,695,877
2 国庫支出金	1 国庫負担金	35,695,877
	2 国庫補助金	34,437,927
	1 国庫補助金	22,812,983
	2 国庫補助金	11,624,944
4 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	58,272,920
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	58,272,920
6 財産収入	1 共同事業交付金	287,700
8 繰入金	1 財産運用収入	287,700
	1 財産運用収入	72
	1 他会計繰入金	7,662,966
	2 基金繰入金	7,314,857
9 繰越金	2 基金繰入金	348,109
	合計	1,978,295

令和5年度産業団地整備事業特別会計

令和5年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳出	金 額
10 諸 収 入	1 繰 越 金	1,978,295
歳 入	5 雑 計 入	5,472
合 計	歳 入	138,341,229
1 総 款 費	項 出 金 額	36,902
2 保険給付費等交付金	1 総 務 管 理 費	36,522
2 保険給付費等交付金	2 運 営 協 議 会 費	380
3 後期高齢者支援金等	1 保険給付費等交付金	113,152,536
4 前期高齢者納付金等	1 後期高齢者支援金等	17,385,376
5 介護納付金	1 前期高齢者納付金等	28,410
6 病床転換支援金等	1 介護納付金	4,995,750
7 共同事業拠出金	1 病床転換支援金等	107
8 財政安定化基金支出金	1 共同事業拠出金	287,822
9 保健事業費	1 財政安定化基金支出金	287,822
10 基金積立金	1 保健事業費	295,487
12 諸 支 出 金	1 基金積立金	295,487
13 繰 出 金	1 償還金及び還付加算金	260,707
歳 出	合 計 出 金	1,981,031
合 計	合 計	1,981,031
		2,736
		2,736
		138,341,229

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地整備事業	233,000	又証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし償還方式で見直し利率の直した利率の直した利率の直した	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし特別のものには条件による。
第2表 地方債	1 合計	1 産業団地整備事業費		260,707
		1 合計		260,707
		1 項目		260,707
		1 歳入		27,263
		1 歳入		27,263
		1 歳入		444
		1 歳入		444
		1 歳入		233,000
		1 歳入		233,000
		1 歳入		260,707
		1 歳入		260,707

後において
は、当該見
直し後の利
率による。

令和5年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 153,639,000KWH
- (2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 85,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 電気事業収益 1,829,841千円	第2款 電気事業費用 1,650,291千円
第1項 営業収益 1,789,574千円	第1項 営業費用 1,561,341千円
第2項 附帯事業収益 26,657千円	第2項 附帯事業費用 54,181千円
第3項 財務収益 299千円	第3項 財務費用 635千円
第4項 事業外収益 13,308千円	第4項 事業外費用 31,131千円
第5項 特別利益 3千円	第5項 特別損失 3千円
	第6項 予備費 3,000千円
	(資本的収入及び支出)
	第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
	第3款 資本的収入 1,102,322千円
	第3項 資本剰余金 1千円

第4項 固定資産収入 1,100,001千円

第5項 雑収入 2,320千円

第4款 資本的支出 898,426千円

第1項 建設費 566,000千円

第2項 改良費 308,904千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 20,421千円

第6項 補助金返還金 100千円

第8項 予備費 3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小水力発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	32,600千円	
佐波川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和9年度まで	2,500,000千円	
徳山発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和8年度まで	500,000千円	
木屋川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	37,738千円	
木屋川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	346,000千円	
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	25,601千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 426,703千円
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 571,718,000m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 7,091,103千円

第1項 営業収益 6,595,549千円

第2項 営業外収益 495,551千円

第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 6,710,425千円

第1項 営業費用 6,512,774千円

第2項 営業外費用 187,648千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082,593千円は、過年度分損益勘定留保資金2,778,681千円及び当年度資本的収支調整額303,912千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入 1,879,724千円

第1項 企業債 1,090,000千円

第4項 資本剰余金 524,601千円

第5項 固定資産収入 5,435千円
第6項 雑収入 259,688千円

支出

第4款 資本的支出 4,962,317千円

第2項 改良費 3,798,824千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 1,151,974千円

第6項 補助金返還金 1,518千円

第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事(計装設備工事)	令和5年度から令和6年度まで	11,767千円
小瀬川第2期工業用水道改良事業の年度を越える工事(計装設備工事)	令和5年度から令和6年度まで	32,598千円
小瀬川第2期工業用水道改良事業の年度を越える工事(計装設備工事2工区)	令和5年度から令和6年度まで	37,293千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設備工事)	令和5年度から令和6年度まで	169,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	令和5年度から令和6年度まで	50,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器工事)	令和5年度から令和6年度まで	26,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	令和5年度から令和6年度まで	358,871千円

末武川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和5年度から令和6年度まで	1/3,750千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和5年度から令和6年度まで	1/1,504千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和5年度から令和6年度まで	70,699千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器及び計装工事)	令和5年度から令和6年度まで	66,247千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和5年度から令和7年度まで	4/6,422千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (電気機器工事)	令和5年度から令和6年度まで	1/21,608千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (計装工事/工区)	令和5年度から令和6年度まで	40,022千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (計装工事/工区)	令和5年度から令和6年度まで	1/7,327千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (計装工事/工区)	令和5年度から令和6年度まで	1/6,679千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (送水管二条化工事)	令和5年度から令和7年度まで	1/1,080,000千円
西部利水事務所計装設備事業の年度を越えること。	令和6年度まで	800,000千円

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 50,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式	30年以内に毎年元利均等 又は元金均等返済又は 半年賦により償還するも

富田夜市川工業用水道改良資金	20,000	で借り入れる資金に利息を付して、直後に当該利率に引き上げられる。特別のものとする。特別のものとは、借入先と協議して定める条件による。
佐波川工業用水道改良資金	1/80,000	
厚東川工業用水道改良資金	280,000	
厚狭川工業用水道改良資金	60,000	
木屋川工業用水道改良資金	500,000	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 719,431千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町数 5市町
 - (2) 年間総処理水量 11,818,068m³
 - (3) 1日平均処理水量 32,378m³
 - (4) 主要な建設改良事業 周南流域下水道整備事業費 124,000千円
田布施川流域下水道整備事業費 93,000千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 流域下水道事業収益	収入	1,838,937千円
第1項 営業収益		914,535千円
第2項 営業外収益		924,402千円
第2款 流域下水道事業費用	支出	1,838,937千円
第1項 営業費用		1,801,250千円
第2項 営業外費用		37,687千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	収入	
第3款 資本的収入		536,464千円
第1項 企業債		123,600千円
第2項 国庫支出金		139,000千円
第3項 負担金	支出	273,864千円
第4款 資本的支出		536,464千円
第1項 建設改良費		228,420千円
第2項 固定資産購入費		6,360千円
第3項 償還金		301,684千円
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		

事 項	期 間	限 度	額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和5年度から令和7年度まで		1,480,500千円
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和5年度から令和6年度まで		63,000千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から		422,100千円

(電気設備及び機械設備) 令和6年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 123,600	証券借入又は証券発行	年6.0%以内 ただし、利率の見直しを行う場合は、当該利率に引き上げられる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 38,708千円

(六二) 令和四年度山口県補正予算の要領の公表

令和五年二月山口県議会定例会で議決された令和四年度山口県補正予算の要領は、次のとおりとす。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 誠

令和4年度山口県一般会計補正予算(第5号)

令和4年度山口県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,527,606千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ832,312,723千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)
第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)
第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

課 目	款	項	補 正 額	補正前の額	計	10財 産 収 入	11寄 付 金	12繰 入 金	13繰 越 金		
1 県 税	1 県 民 税	1 県 民 税	12,791,533	193,317,351	206,108,884	9 国 庫 支 出 金	1 使 用 料 2 手 数	1 寄 付 金	2 基 金 繰 入 金		
		2 事 業 税	1,281,240	52,017,980	53,299,220					1 国 庫 負 担 金	△304,590
		3 地 方 消 費 税	4,733,742	42,150,351	46,884,093					2 国 庫 補 助 金	△118,036
		4 不 動 産 取 得 税	6,837,000	62,272,000	69,109,000					3 委 託 金	△15,229,547
		5 県 た ば こ 税	227,207	2,506,515	2,733,722					1 財 産 運 用 収 入	△283,168
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	57,000	1,456,000	1,513,000					2 財 産 売 払 収 入	△14,512,970
		8 軽 油 引 取 税	18,000	448,000	466,000					1 寄 付 金	△433,409
		9 自 動 車 税	13,396,944	13,012,164	13,012,164					1 特 別 会 計 繰 入 金	△815,840
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,124	18,853,561	18,875,685					2 基 金 繰 入 金	△1,198,476
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	5,655,000	58,862,000	64,517,000					1 特 別 会 計 繰 入 金	△1,296,006
		1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	5,655,000	58,862,000	64,517,000					2 基 金 繰 入 金	△28,631
		1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	1,865,000	26,163,000	28,028,000					1 寄 付 金	△28,631
		1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	1,958,000	23,261,000	25,219,000					1 特 別 会 計 繰 入 金	△99,476

令和5年3月31日 日曜 日		千 円	
14 諸 収 入	1 繰 越 金	22,248,937	5,021,753
	△34,488,389	109,980,396	75,492,007
	△34,565,758	103,687,479	69,121,721
	2 受託事業収入	△288,775	826,053
	3 延滞金、加算金及び過料等	△76,675	192,164
	4 預 金 利 子	412	87
	6 雑 入	442,407	5,274,613
15 県 債 入 出	1 県 債	△15,864,249	66,941,500
	△15,864,249	66,941,500	51,077,251
	合 計	△16,527,606	848,840,329
			832,312,723
1 議 会 費	補 正 額	262	1,440,361
	補正前の額	1,440,361	1,440,623
2 総 務 費	1 議 会 費	36,321,278	36,758,931
	1 総務管理費	33,101,812	16,861,451
	2 企画調整費	3,741,911	9,127,529
	3 徴 税 費	△82,301	6,034,124
	4 市町村振興費	△265,581	1,259,833
	5 選 挙 費	△111,008	1,234,403
	6 防 災 費	△25,371	1,534,685
	7 統計調査費	△35,147	399,233
	8 人事委員会費	△2,313	128,770
	9 監 査 委 員 会 費	△724	178,903
3 民 生 費	1 社会福祉費	△3,299,275	105,496,328
	△1,842,892	81,036,613	79,193,721
	4 児童福祉費	△1,443,738	23,419,461
	7 生活保護費	△12,932	1,039,144
	8 災害救助費	287	1,110
	△6,921,358	78,104,692	71,183,334
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	△7,959,108	62,590,497
	4 環境衛生費	△362,622	3,012,281
	7 保健所費	296,505	2,580,757
			2,877,262
5 勞 働 費	8 医 薬 費	1,120,192	7,939,375
	10 病 院 費	△16,325	1,981,782
	△495,141	2,416,143	1,921,002
	1 勞 政 費	△75,953	573,019
	2 職業能力開発費	△315,563	1,303,145
	3 失業対策費	△92,421	435,227
	4 労働委員会費	△11,204	104,752
6 農 林 水 産 業 費	4 労働委員会費	△5,412,000	44,860,028
	1 農 業 費	△2,767,017	16,144,729
	2 畜 産 業 費	△33,081	984,884
	3 農 地 費	△1,593,079	15,187,854
	4 林 業 費	△885,961	6,871,519
	5 水 産 業 費	△132,862	5,671,042
7 商 工 費	5 水 産 業 費	△35,108,914	127,937,013
	1 商 業 費	△785,910	5,079,814
	2 工 鉱 業 費	△32,766,420	110,815,904
	3 観 光 費	△1,556,584	12,041,295
8 土 木 費	3 観 光 費	△6,287,655	88,003,485
	1 管 理 費	△6,134	6,634,669
	2 道路橋りょう費	△5,210,778	39,259,681
	3 河川海岸費	△2,739,310	24,672,058
	4 港 湾 費	△1,740,936	10,630,686
	5 都市計画費	3,457,231	4,116,386
	6 住 宅 費	△47,728	2,690,005
9 警 察 費	6 住 宅 費	71,794	36,988,497
	1 警察管理費	144,221	34,200,134
	2 警察活動費	△72,427	2,788,363
10 教 育 費	1 教育総務費	△2,500,732	135,391,023
	2 小学校費	891,648	20,322,331
	3 中学校費	△1,175,918	39,204,343
	4 高等学校費	△876,428	24,395,277
	△231,988	23,680,287	23,448,299

款	項	事業名	補 正		補 正		後
			額	年 割 額	額	年 割 額	
11 災 害 復 旧 費	7 特 別 支 援 学 校 費	8 社 会 教 育 費	△558,530	13,571,957	13,013,427		
			△73,166	1,418,717	1,345,551		
			△161,713	839,799	678,086		
			△105,841	2,183,709	2,077,868		
			△208,796	9,774,603	9,565,807		
			△2,502,410	7,170,720	4,668,310		
			△936,842	1,555,775	618,933		
			△1,445,034	5,454,945	4,009,911		
			△120,534	160,000	39,466		
			△417,465	86,674,108	86,256,643		
			12 公 債 費	1 公 債 費	△417,465	86,674,108	86,256,643
10,024,010	97,399,000	107,423,010					
7,126,000	61,311,000	68,437,000					
△79,000	217,000	138,000					
△26,000	975,000	949,000					
△315,000	1,146,000	831,000					
489,000	3,108,000	3,597,000					
2,866,000	29,752,000	32,618,000					
20,000	315,000	335,000					
△55,000	573,000	518,000					
△1,990	2,000	10					
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	△16,527,606	848,840,329	832,312,723			
(単位 千円)							
第 2 表 繼 続 費 補 正							
歳 出 合 計							
11 利 子 割 精 算 金							
10 環 境 性 能 割 交 付 金							
7 ゴ ー ル 場 利 用 税 交 付 金							
6 地 方 消 費 税 交 付 金							
5 法 人 事 業 税 交 付 金							
4 株 式 等 譲 渡 所 停 割 交 付 金							
3 配 当 割 交 付 金							
2 利 子 割 交 付 金							
1 地 方 消 費 税 清 算 金							
4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費							
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費							
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費							
11 学 事 費							
10 大 学 費							
9 保 健 体 育 費							
8 社 会 教 育 費							
7 特 別 支 援 学 校 費							
3 河 川 海 岸 費							
8 土 木 費							
錦 川 總 合 開 発 事 業 費							
87,793,000							
4	2,205,700	87,793,000	4	2,205,700			
5	3,587,500		5	3,587,500			
6	3,000,000		6	3,000,000			
7	3,000,000		7	3,000,000			
8	2,006,279		8	2,006,279			
9	1,230,000		9	1,230,000			
10	4,745,021		10	4,745,021			
11	3,900,000		11	3,900,000			
12	4,334,137		12	4,334,137			
13	2,900,000		13	2,900,000			
14	2,600,988		14	2,600,988			
15	1,500,000		15	1,500,000			
16	1,298,000		16	1,298,000			
17	1,992,000		17	1,992,000			
18	1,377,000		18	1,377,000			
19	1,474,000		19	1,474,000			
20	2,250,000		20	2,250,000			
21	2,400,000		21	2,400,000			
22	1,058,098		22	1,058,098			
23	849,571		23	849,571			

			深山川総合 開発事業費 21,252,000									
24	555,000	24			555,000	7	919,000	21,252,000	7	919,000	7	919,000
25	950,000	25	950,000	8	820,000		8	820,000	8	820,000	25	950,000
26	1,550,000	26	1,550,000	9	800,000		9	800,000	9	800,000	26	1,550,000
27	3,967,000	27	3,967,000	10	220,000		10	220,000	10	220,000	27	3,967,000
28	5,500,000	28	5,500,000	11	250,000		11	250,000	11	250,000	28	5,500,000
29	5,000,000	29	5,000,000	12	250,000		12	250,000	12	250,000	29	5,000,000
30	4,200,000	30	4,200,000	13	300,000		13	300,000	13	300,000	30	4,200,000
元	5,500,000	元	5,500,000	14	494,912		14	494,912	14	494,912	元	5,500,000
2	4,000,000	2	4,000,000								2	4,000,000
3	5,053,068	3	5,053,068								3	5,053,068
4	2,296,958	4	2,840,958								4	2,840,958
5	1,512,680	5	968,680								5	968,680

15	198,000	15	198,000	26	270,000	26	270,000	26	270,000	26	270,000	15	198,000
16	280,382	16	280,382	27	163,000	27	163,000	27	163,000	27	163,000	16	280,382
17	327,028	17	327,028	28	304,000	28	304,000	28	304,000	28	304,000	17	327,028
18	225,000	18	225,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	29	163,000	18	225,000
19	270,000	19	270,000	30	163,000	30	163,000	30	163,000	30	163,000	19	270,000
20	300,000	20	300,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	元	463,000	20	300,000
21	290,000	21	290,000	2	367,000	2	367,000	2	367,000	2	367,000	21	290,000
22	147,429	22	147,429	3	390,000	3	390,000	3	390,000	3	390,000	22	147,429
23	146,700	23	146,700	4	758,000	4	758,000	4	758,000	4	758,000	23	146,700
24	325,000	24	325,000									24	325,000
25	300,000	25	300,000									25	300,000

				5	844,000	5	1,181,290
				6	1,491,000	6	1,069,000
				7	1,852,000	7	1,852,000
				8	3,292,000	8	3,292,000
				9	2,198,000	9	2,198,000
				10	1,491,000	10	1,491,000
				11	171,549	11	102,259

第 3 表 繰 越 明 許 費
1 追 加 (単位 千円)

款	項	事	項	金 額
2 総 務 費	/ 総 務 管 理 費	人事管理費	17,236	
		出納会計事務運営費	6,662	
		国土調査事業費	159,036	
		地域づくり推進費	36,790	
		県議会議員選挙費	5,965	
		障害者自立支援対策費	244,533	
		介護保険対策費	624,192	
		在宅心身障害児(者)対策費	93,400	
		児童健全育成対策費	13,000	
		児童福祉施設整備費補助	19,372	
		水道施設整備管理指導費	23,716	
4 衛 生 費	/ 公 衆 衛 生 費	管理運営費	46,955	
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		水道施設整備管理指導費		
		6 農 林 水 産 業 費	/ 農 業 費	自然公園管理費
自然公園整備事業費	97,818			
県立病院機構管理指導費	5,069			
単県農山漁村整備事業費	42,936			
水田農業経営確立対策費	456,311			
農林総合技術センター運営費	703,874			
広域畜産総合対策費	13,750			
広域営農団地農道整備事業費	291,230			
基幹農道整備事業費	220,000			
県営中山間地域総合整備事業費	147,480			
農業集落排水事業費	15,000			
2 畜 産 業 費	3 農 地 費	団体営土地改良費	32,204	
		団体営農地防災事業費	114,834	
		県営海岸保全施設整備事業費	217,226	
		国営農地再編整備事業負担金	299,559	
		林産物振興事業費	59,000	
		造林推進事業費	138,195	
		ふるさと林道緊急整備事業費	53,790	
		林地荒廃防止事業費	16,510	
		小規模治山事業費	3,643	
		地域水産物供給基盤整備事業費	5,700	
		漁港海岸保全施設整備事業費	144,898	
7 商 工 業 費	2 工 鉱 業 費	単独漁港建設改良事業費	30,363	
		中小企業振興育成費	1,550,000	

8	土 木 費	3	観 光 費	観光事業運営費	2,671,899				3,500
			1	土木諸費	4,551				129,556
			2	民間建築物耐震改修等推進費	2,095				1,001
			2	道路橋りょう費	4,190				39,182
				車両整備費	640,164				41,216
				単独交通安全施設整備事業費	259,466				7,627
				単独道路舗装費	121,192				12,404
				単独道路災害防除費	299,102				115,200
				単独路側整備事業費	44,496				29,279
				防衛施設周辺道路整備費	8,949				287,296
				道路調査費	103,028				46,800
				単独橋りょう補修費	61,675				27,060
		3	河 川 海 岸 費	河川維持管理運営費	17,845				490,294
				河川基本調査費	9,867				281,750
				都市基盤河川改修事業費	118,846				9,725
				自然災害防止事業費	11,559				570,870
				自然災害防止事業費	31,545				32,847
				砂防等維持管理運営費	23,205				174,703
				災害関連地域防災力向上対策事業費	179,892				
				単独砂防改良費	110,057				
				自然災害防止事業費	5,532				
				砂防受託事業費	110,744				
	4	港 湾 費		港湾維持管理運営費	20,000				
				港湾環境整備事業費	4,446				
				単独海岸事業費					
9	警 察 費	5	都 市 計 画 費	空港維持管理費					
				過疎地域下水道代行事業費					
				下水道受託事業費					
				駐在所等改築費					
				交通事故防止施設総合整備事業費					
				教育庁運営費					
				義務教育課運営費					
				一般管理費					
				校舍改築費					
				施設整備費					
				一般管理費					
				特別支援学校費					
				学校安全管理指導費					
				私立大学整備費					
				県立大学整備費					
				保健体育費					
				大 学 費					
				農林水産施設災害復旧費					
				農林水産施設災害復旧費					
				災害復旧費					
				土木施設災害復旧費					
				土木現年単独災害復旧事業費					
				林道災害復旧事業費					
				農地災害復旧事業費					
				農業協同組合共同利用施設災害復旧事業費					
				私立学校運営費補助					
				単独砂防改良費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備事業費					
				単独海岸事業費					
				土木諸費					
				民間建築物耐震改修等推進費					
				車両整備費					
				単独交通安全施設整備事業費					
				単独道路舗装費					
				単独道路災害防除費					
				単独路側整備事業費					
				防衛施設周辺道路整備費					
				道路調査費					
				単独橋りょう補修費					
				河川維持管理運営費					
				河川基本調査費					
				都市基盤河川改修事業費					
				自然災害防止事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備事業費					
				単独海岸事業費					
				土木諸費					
				民間建築物耐震改修等推進費					
				車両整備費					
				単独交通安全施設整備事業費					
				単独道路舗装費					
				単独道路災害防除費					
				単独路側整備事業費					
				防衛施設周辺道路整備費					
				道路調査費					
				単独橋りょう補修費					
				河川維持管理運営費					
				河川基本調査費					
				都市基盤河川改修事業費					
				自然災害防止事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備事業費					
				単独海岸事業費					
				土木諸費					
				民間建築物耐震改修等推進費					
				車両整備費					
				単独交通安全施設整備事業費					
				単独道路舗装費					
				単独道路災害防除費					
				単独路側整備事業費					
				防衛施設周辺道路整備費					
				道路調査費					
				単独橋りょう補修費					
				河川維持管理運営費					
				河川基本調査費					
				都市基盤河川改修事業費					
				自然災害防止事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備事業費					
				単独海岸事業費					
				土木諸費					
				民間建築物耐震改修等推進費					
				車両整備費					
				単独交通安全施設整備事業費					
				単独道路舗装費					
				単独道路災害防除費					
				単独路側整備事業費					
				防衛施設周辺道路整備費					
				道路調査費					
				単独橋りょう補修費					
				河川維持管理運営費					
				河川基本調査費					
				都市基盤河川改修事業費					
				自然災害防止事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備事業費					
				単独海岸事業費					
				土木諸費					
				民間建築物耐震改修等推進費					
				車両整備費					
				単独交通安全施設整備事業費					
				単独道路舗装費					
				単独道路災害防除費					
				単独路側整備事業費					
				防衛施設周辺道路整備費					
				道路調査費					
				単独橋りょう補修費					
				河川維持管理運営費					
				河川基本調査費					
				都市基盤河川改修事業費					
				自然災害防止事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防等維持管理運営費					
				災害関連地域防災力向上対策事業費					
				単独砂防改良費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				自然災害防止事業費					
				砂防受託事業費					
				港湾維持管理運営費					
				港湾環境整備					

8	土 木 費	2	道路橋りょう費	経営体育成基盤整備事業費	1,985,151	3,606,200	単独河川改修費	7,543	1,013,937
				ふるさと農道緊急整備事業費	57,000	89,854	河川受託事業費	13,001	296,840
4	林 業 費	4	造林事業費	県営老朽ため池整備事業費	924,639	1,791,153	高潮対策事業費	31,920	181,909
				地すべり対策事業費	49,000	77,535	侵食対策事業費	31,920	45,402
				造林事業費	57,595	333,815	夕入建設実施調査費	382,820	401,000
				広域基幹林道開設事業費	153,564	187,681	堰堤改良事業費	557,326	767,059
				普通林道開設事業費	25,800	34,040	堰堤修繕事業費	20,463	169,623
				一般治山事業費	481,918	884,306	通常砂防事業費	1,250,339	2,826,792
				地域水産物供給基盤整備事業費	25,200	305,675	地すべり対策事業費	389,766	719,974
				広域水産物供給基盤整備事業費	145,600	249,589	急傾斜地崩壊対策事業費	693,571	1,282,038
				漁港漁場機能高度化事業費	72,625	557,032	港湾改修費	161,868	377,456
				漁港海岸環境整備事業費	16,800	20,790	港湾既存施設有効活用促進事業費	271,824	616,061
				漁村づくり総合整備事業費	21,775	96,415	単独港湾改修費	56,563	106,255
5	水 産 業 費	5	舗装補修費	交通安全施設整備事業費	857,871	1,533,786	海岸防災事業費	456,190	1,212,300
				舗装補修費	1,037,400	177,191	都市計画街路整備事業費	289,708	496,057
				道路災害防除費	1,659,802	1,888,255	単独都市計画街路整備事業費	106,605	154,650
				過疎地域市町道代行事業費	79,800	33,107	都市公園整備事業費	303,500	476,324
				道路改良費	2,541,868	2,909,091	単独都市公園整備事業費	18,800	157,617
				単独道路改良費	219,895	1,857,250	公営住宅建設費	267,700	729,945
				橋りょう補修費	2,432,506	5,120,649	大規模改修事業費	31,070	176,885
				広域河川改修費	1,808,107	2,663,059	施設改修費	75,797	96,382
				河川情報基盤緊急整備事業費	39,900	238,161	土木過年補助災害復旧事業費	191,059	189,779
				河川高潮対策事業費	386,767	495,444	土木現年補助災害復旧事業費	1,292,690	2,639,007
3	河 川 海 岸 費			河川工作物関連応急対策事業費	327,180	487,357	計	22,380,616	41,500,694
				合					

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
団体営農地防災事業 港湾維持管理運営事業	12,600 8,500	証券借入又は証券発行	年0.0%以内 ただし方式 で見直しを 行い、その 見直しにお いて当該利 率に引き上 げられるこ ととする。	元利均等半 年賦30年以 内 ただし、特 別の協議し て定める条 件による。
計	21,100			

2 変 更

起債の目的	補 正		補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
防災体制整備拡充事業	207,000	証券借入又は証券発行	198,000	証券借入又は証券発行		
防災行政無線整備事業	62,000	年8.0%以内 ただし、見 直しを後 に、当該利 率による。	46,500	年8.0%以内 ただし、見 直しを後 に、当該利 率による。		
障害者自立支援対策事業	67,000		65,200			
老人福祉施設整備事業	322,000		327,100			
地方改善施設整備事業	28,000		28,300			
児童福祉施設整備事業	6,000		4,300			
環境推進事業	8,000		2,100			
畜犬指導事業	1,000		800			
県営かんがい排水改良事業	204,000		153,700			
広域営農団地農道整備事業	178,000		173,100			
基幹農道整備事業	79,000		169,800			
経営体育成基盤整備事業	1,416,700		1,366,100			

県営中山間地域総合整備事業	108,000	92,800
団体営土地改良事業	11,000	11,200
基盤整備促進事業	2,000	3,200
ふるさと農道緊急整備事業	89,000	89,100
県営老朽ため池整備事業	753,300	745,700
地すべり対策事業(農林)	109,200	69,300
県営海岸保全施設整備事業	110,000	112,300
国営農地再編整備事業負担金	439,500	405,700
広域基幹林道開設事業	90,000	90,700
ふるさと林道緊急整備事業	78,000	78,500
一般治山事業	926,900	803,800
保安林改良事業	30,000	25,200
林地荒廃防止事業	27,000	14,600
小規模治山事業	35,000	36,700
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	195,500	195,700
漁港漁場機能高度化事業	126,000	145,900
漁港海岸保全施設整備事業	63,000	61,800
漁港海岸環境整備事業	8,000	10,900
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	166,000	175,900
管理運営事業	114,000	114,600
農林総合技術センター運営事業	2,364,000	2,090,700
舗装補修事業	743,500	128,500
道路災害防除事業	1,417,600	969,100
単独道路舗装事業	519,000	594,900

山 口 県 報		(号 外-18)		令和5年3月31日 金曜日		
单独道路災害防除事業	230,000	230,400		侵食対策事業	62,000	63,900
单独路側整備事業	310,000	310,500		自然災害防止事業(海岸)	20,000	20,800
道路改良事業	3,298,600	2,265,300		通常砂防事業	1,989,300	1,857,600
過疎地域市町道代行事業	95,500	22,500		災害関連緊急砂防事業	34,000	0
单独道路改良事業	3,292,000	1,877,400		地すべり対策事業(建設)	433,200	424,100
道路直轄事業負担金	5,229,700	4,755,400		災害関連緊急地すべり対策事業	73,000	0
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	766,000	1,150,200		急傾斜地崩壊対策事業	998,600	786,600
单独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	455,000	656,300		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000	0
橋りょう補修事業	3,413,100	2,853,900		砂防災害関連事業	99,000	0
单独橋りょう補修事業	9,000	74,500		单独砂防改良事業	87,000	87,400
広域河川改修事業	1,772,500	1,667,700		自然災害防止事業(砂防)	393,000	394,300
河川情報基盤緊急整備事業	110,500	120,500		港湾改修事業	306,000	192,800
周防高潮対策事業	306,500	305,400		港湾既存施設有効活用促進事業	330,400	384,200
河川工作物関連応急対策事業	440,500	333,900		港湾環境整備事業	9,000	6,300
河川災害関連事業	267,000	0		港湾直轄事業負担金	4,637,200	2,916,900
单独河川改修事業	1,531,000	1,531,200		单独港湾改修事業	68,000	68,400
自然災害防止事業(河川)	154,000	154,100		海岸防災事業	688,700	758,400
河川直轄事業負担金	349,200	264,800		都市計画街路整備事業	459,700	330,700
錦川総合開発事業	1,325,800	1,326,300		单独都市計画街路整備事業	568,000	216,900
深川川総合開発事業	424,400	424,500		都市公園整備事業	251,500	266,400
ダム建設実施調査事業	223,000	223,300		单独都市公園整備事業	36,000	130,800
堰堤改良事業	441,000	394,300		公営住宅建設事業	511,000	508,500
堰堤修繕事業	99,000	99,800		過疎地域下水道代行事業	82,000	82,500
高潮対策事業	171,000	151,200		防府警察署建設事業	20,000	20,700

駐在所等改築事業	96,000							
交通事故防止施設総合整備事業	442,000			421,600				
校舎改築事業	53,000			40,800				
大規模改造事業	420,000			408,800				
施設改造事業	109,000			107,200				
退職手当給付事業(教育)	2,600,000			0				
特別支援学校施設整備事業	825,000			770,500				
県立大学整備事業	743,000			97,300				
私立高校等施設整備事業	11,000			14,000				
土木過年補助災害復旧事業	137,000			134,400				
土木過年単独災害復旧事業	1,000			0				
土木現年補助災害復旧事業	1,518,000			1,190,900				
土木現年単独災害復旧事業	142,000			426,600				
都市施設災害復旧事業	18,000			10,000				
補助港湾災害復旧事業	124,000			0				
県立学校施設災害復旧事業	60,000			11,600				
治山施設災害復旧事業	2,000			0				
県有施設災害復旧事業	100,000			800				
臨時財政対策債	11,424,000			6,982,551				
計	66,915,100			51,029,751				

令和4年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ925,824千円とする。									
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。									
(地方債の補正)									
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。									
第1表 歳入歳出予算補正									(単位 千円)
歳入	款	項	補正額	補正前の額	計				
2 繰入金		1 他会計繰入金	△106,116	180,267	74,151				
3 繰越金		1 繰越金	△2,726	94,759	92,033				
4 諸収入		1 貸付金元利収入	171,050	531,884	702,934				
5 県債		2 雑収入	755	0	755				
		1 県債	△18,294	75,000	56,706				
		合計	43,914	881,910	925,824				
1 中小企業近代化資金	款	項	補正額	補正前の額	計				
		1 中小企業設備近代化資金	43,914	881,910	925,824				
		2 中小企業高度化資金	△164,058	444,057	279,999				
第2表 地方債補正	歳出	合計	207,972	437,853	645,825				
変更			43,914	881,910	925,824				(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府子年8.0%以内	56,706	政府子年8.0%以内

令和4年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ115,548千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
款 入	項 入	補 正 額	補正前の額	計
3繰 越 金	1繰 越 金	△113,050	118,999	5,949
4諸 収 入	1貸付金元利収 入	△2,498	3,202	704
	2雑 入	△2,513	3,200	687
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△115,548	122,201	6,653
1林業・木材産業 改善資金	1林業・木材産 業改善資金	△115,548	122,201	6,653
歳 出 合 計	歳 出 合 計	△115,548	122,201	6,653

令和4年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,280千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

方法に よる。	よる。	方法に よる。	よる。
------------	-----	------------	-----

令和4年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

令和4年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14,165千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
款 入	項 入	補 正 額	補正前の額	計
1分担金及び負担 金	1負 担 金	△60	18,659	18,599
2使用料及び手数 料	1使 用 料	△20,763	92,473	71,710
5繰 入 金	1他会計繰入金	△4,905	186,369	181,464
6繰 越 金	1繰 越 金	21,463	1	21,464
7諸 収 入	1延 滞 金	△9,900	94,030	84,130
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△14,165	391,532	377,367
1下関漁港地方卸 売市場費	2市場管理費	△14,165	391,532	377,367
歳 出 合 計	歳 出 合 計	△14,165	391,532	377,367

歳入	歳入	項目	補正額	補正前の額	計
3繰越金	繰越金	1繰越金	△95,660	98,424	2,764
4諸収入	収入	1貸付金元利収入	△1,620	3,927	2,307
歳入	合計		△97,280	102,351	5,071
歳出	項目	補正額	補正前の額	計	
1沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金	△97,280	102,351	5,071	
歳出	合計	△97,280	102,351	5,071	

令和4年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ323,686千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,479,830千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入	歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1事業収入	事業収入	1事業収入	△557,400	3,802,993	3,245,593
3繰越金	繰越金	1繰越金	233,714	1	233,715
歳入	合計		△323,686	3,803,516	3,479,830
歳出	項目	補正額	補正前の額	計	
1当せん金付証券発売事業費		△323,686	3,803,516	3,479,830	

歳出	歳出	項目	補正額	補正前の額	計
2繰越金	繰越金	1繰越金	△323,686	3,802,994	3,479,308
歳出	合計		△323,686	3,803,516	3,479,830

令和4年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ457,182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,758,943千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入	歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1証紙収入	証紙収入	1証紙収入	△643,218	4,216,124	3,572,906
2繰越金	繰越金	1繰越金	186,036	1	186,037
歳入	合計		△457,182	4,216,125	3,758,943
歳出	項目	補正額	補正前の額	計	
1繰越金	繰越金	△457,182	4,216,125	3,758,943	
歳出	合計	△457,182	4,216,125	3,758,943	

令和4年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ242,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,616千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入	歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1表 歳入歳出予算補正					

(単位 千円)

(号 外-18)

歳入	歳出	合計	補正額	補正前の額	計
1 財産収入			226,927	184,336	411,263
			△17	1,023	1,006
			226,944	183,313	410,257
4 繰越金			15,352	1	15,353
			15,352	1	15,353
			242,279	184,337	426,616
1 土地取得事業費			242,279	184,337	426,616
			227,388	174,642	402,030
			14,891	9,695	24,586
			242,279	184,337	426,616

令和4年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ230,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,902,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	合計	補正額	補正前の額	計
1 繰入金			△230,096	86,436,558	86,206,462
			△230,096	86,436,558	86,206,462
			△230,096	113,132,586	112,902,490
1 公債費			△230,096	113,132,586	112,902,490

令和5年3月31日 日 監 査 印

歳入	歳出	合計	補正額	補正前の額	計
			△230,096	113,132,586	112,902,490

令和4年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,026,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	合計	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料			△576,548	1,510,997	934,449
			△576,548	1,510,997	934,449
2 寄付金			△576,548	1,510,997	934,449
			75,450	542,559	618,009
			75,450	542,559	618,009
			716,963	1	716,964
			716,963	1	716,964
3 繰越金			716,963	1	716,964
			716,963	1	716,964
4 諸収入			704	116,846	117,550
			704	116,846	117,550
5 果債			△234,400	2,807,400	2,573,000
			△234,400	2,807,400	2,573,000
6 財産収入			66,804	0	66,804
			66,804	0	66,804
			48,973	4,977,803	5,026,776
1 港湾整備事業費			48,973	4,977,803	5,026,776

第2表 歳出超過明許費

歳出	1 港 湾 費	48,973	4,977,803	5,026,776
合計		48,973	4,977,803	5,026,776

(単位 千円)

第2表 繰越明許費

款	項	事	項	補正前	補正後
/ 港湾整備事業費	/ 港 湾 費	港湾整備費		233,355	750,900

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	2,807,400	元利均等償還方式は、元金賦均等償還方式に特例の借入利率の先と条件は、直し率による。	2,573,000	元利均等償還方式は、元金賦均等償還方式に特例の借入利率の先と条件は、直し率による。

令和4年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)
 令和4年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ54,036千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,960,381千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県立病院機構貸付金	866,300	元利均等償還方式は、元金賦均等償還方式に特例の借入利率の先と条件は、直し率による。	813,300	元利均等償還方式は、元金賦均等償還方式に特例の借入利率の先と条件は、直し率による。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	△54,036	2,014,417	1,960,381
2 諸 収 入	1 負担金	162	298,043	298,205
3 借 入	1 貸付金元利収 入	△1,198	850,074	848,876
合計	合計	△54,036	2,014,417	1,960,381

令和4年度就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

(単位 千円)

令和4年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2繰入金		△336	523	187
	1他会計繰入金	△336	523	187
3繰越金		873	6,909	7,782
	1繰越金	873	6,909	7,782
4諸収入		△2,832	16,089	13,257
	1貸付金元利収入	△2,829	16,084	13,255
	2雑収入	△3	5	2
	合計	△2,295	23,521	21,226
1就農支援資金				
	1就農支援資金	△2,295	23,521	21,226
	合計	△2,295	23,521	21,226

令和4年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,689,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,779,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金		19,402	36,204,871	36,224,273
2国庫支出金		2,018,915	35,797,572	37,816,487
	1国庫負担金	767,209	23,196,674	23,963,883
	2国庫補助金	1,251,706	12,600,898	13,852,604
4前期高齢者交付金		176,816	59,961,673	60,138,489
	1前期高齢者交付金	176,816	59,961,673	60,138,489
5共同事業交付金		△88,712	261,929	173,217
	1共同事業交付金	△88,712	261,929	173,217
8繰入金		△43,436	7,754,587	7,711,151
	1他会計繰入金	252,045	7,362,251	7,614,296
	2基金繰入金	△295,481	392,336	96,855
9繰越金		443,640	3,098,049	3,541,689
	1繰越金	443,640	3,098,049	3,541,689
10諸収入		162,736	11,748	174,484
	5雑収入	162,736	11,748	174,484
	合計	2,689,361	143,090,501	145,779,862
歳入				
歳出				
	1総務費	△209	36,232	36,023
	1総務管理費	88	35,852	35,940
	2運営協議会費	△297	380	83
2保険給付費等交付金		3,531,451	117,933,639	121,465,090
	1保険給付費等交付金	3,531,451	117,933,639	121,465,090
3後期高齢者支援金等		△80,364	16,144,631	16,064,267
	1後期高齢者支援金等	△80,364	16,144,631	16,064,267

5 介護納付金	150	5,149,343	5,149,493
6 病床転換支援金等	1 介護納付金	150	5,149,343
	1 病床転換支援金等	△1,051	1,107
8 財政安定化基金支出金	1 財政安定化基金支出金	△295,481	295,481
9 保健事業費	1 保健事業費	△5,850	123,700
12 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	△468,280	2,195,353
13 繰出金	1 繰出金	8,995	5,874
	合計	2,689,361	143,090,501

令和4年度産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号) (第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,202千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	歳入	項	補正額	補正前の額	計
--------------	----	---	-----	-------	---

(単位 千円)

1 分担金及び負担金	1 負担金	△1,392	7,771	6,379
5 諸収入	1 雑収入	90	1	91
6 県債	1 県債	△1,900	70,200	68,300
	合計	△1,900	70,200	68,300
歳入	合計	△3,202	77,972	74,770
歳出	合計	△3,202	77,972	74,770
歳出	合計	△3,202	77,972	74,770
第2表 繰越明許費	合計	△3,202	77,972	74,770

(単位 千円)

産業団地整備事業費	産業団地整備事業費	産業団地整備費	53,879
-----------	-----------	---------	--------

第3表 地方債補正変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
産業団地整備事業	70,200	証書借付方式による。利率は、見直し率に等しい。	68,300	証書借付方式による。利率は、見直し率に等しい。

令和4年度電気事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「154,752,000KWH」を「99,828,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	計
第1款	電気事業収益	△138,417千円	1,858,177千円	1,719,760千円
	第1項 営業収益	△130,679千円	1,780,722千円	1,650,043千円
	第2項 附帯事業収益	△7,201千円	25,133千円	17,932千円
	第3項 財務収益	5千円	548千円	553千円
第4項 事業外収益	△542千円	51,771千円	51,229千円	
計				

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	△69,642千円	1,622,921千円	1,553,279千円
	第1項 営業費用	△64,848千円	1,586,227千円	1,521,379千円
	第2項 附帯事業費用	△4,287千円	32,033千円	27,746千円
	第4項 事業外費用	△507千円	554千円	47千円
計				

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額779,894千円は、過年度分損益勘定留保資金602,897千円、減債積立金28,398千円及び当年度資本的収支調整額148,599千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額592,693千円は、減債積立金29,398千円、中小水力発電開発改良積立金425,237千円及び当年度資本的収支調整額139,058千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	計
第3款	資本的収入	428千円	1,000,004千円	1,000,432千円
	第5項 雑収入	428千円	2千円	430千円
計				

令和5年3月31日 日 監 査 印

令和4年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「571,637,000㎡」を「573,325,000㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

科	目	収入	支出	計
第1款	工業用水道事業収益	70,155千円	7,132,077千円	7,202,232千円
	第1項 営業収益	75,132千円	6,618,469千円	6,693,601千円
	第2項 営業外収益	△5,704千円	513,605千円	507,901千円
	第5項 特別利益	727千円	3千円	730千円
計				

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	96,431千円	6,628,681千円	6,725,112千円
	第1項 営業費用	△34,429千円	6,440,842千円	6,406,413千円
第2項 営業外費用	130,860千円	177,836千円	308,696千円	
計				

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,095,155千円は、過年度分損益勘定留保資金3,707,360千円及び当年度資本的収支調整額387,795千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,997,121千円は、過年度分損益勘定留保資金2,928,141千円、減債積立金851,388千円及び当年度資本的収支調整額217,592千円で補てんするものとする。)」

科	目	収入	支出	計
第4款	資本的支出	△186,773千円	1,779,898千円	1,593,125千円
	第1項 建設費	△252,776千円	839,000千円	586,224千円
第2項 改良費	66,003千円	909,399千円	975,402千円	
計				

報 告 書

に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入		支出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△733,714千円	1,665,731千円	△831,748千円	5,760,886千円	4,929,138千円
第1項 企業債	△867,200千円	1,150,000千円	△833,054千円	4,563,152千円	3,730,098千円
第4項 資本剰余金	194,709千円	267,497千円	2,823千円	1,186,215千円	1,189,038千円
第5項 固定資産収入	△5,426千円	5,435千円	△55,797千円	1,518千円	1千円
第6項 雑収入	△55,797千円	242,799千円			187,002千円
科 目	収入		支出		計
第4款 資本的支出	△831,748千円	5,760,886千円	△831,748千円	5,760,886千円	4,929,138千円
第2項 改良費	△833,054千円	4,563,152千円	2,823千円	1,186,215千円	3,730,098千円
第4項 償還金	2,823千円	1,186,215千円	△1,517千円	1,518千円	1,189,038千円
第6項 補助金返還金	△1,517千円	1,518千円			1千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	前		後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 170,000	記簿借付 元又は 証券発行	千円 41,800	記簿借付 元又は 証券発行
周南工業用水道改良資金	70,000	年8.0%以内 に均等又は 元金均等 償還する 見直し 利率による	17,200	年8.0%以内 に均等又は 元金均等 償還する 見直し 利率による
富田夜市川工業用水道改良資金	90,000	30年以内 に均等又は 元金均等 償還する 見直し 利率による	22,100	30年以内 に均等又は 元金均等 償還する 見直し 利率による
佐波川工業用水道改良資金	150,000	36,900	36,900	36,900
厚狭川工業用水道改良資金	300,000	73,800	73,800	73,800
厚狭川工業用水道改良資金	180,000	44,300	44,300	44,300
木屋川工業用水道改良資金	190,000	46,700	46,700	46,700

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費727,739千円」を「職員給与費730,909千円」に改め

る。

令和4年度流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「8,633,065㎡」を「9,695,566㎡」に改め、同条第3号中「23,652㎡」を「26,563㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入		支出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第1款 流域下水道事業収益	28,859千円	1,660,320千円	28,859千円	1,660,320千円	1,689,179千円
第1項 営業収益	55,919千円	688,681千円	55,919千円	688,681千円	744,600千円
第2項 営業外収益	△27,060千円	971,639千円	△27,060千円	971,639千円	944,579千円

科 目	収入		支出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第2款 流域下水道事業費用	28,859千円	1,660,320千円	28,859千円	1,660,320千円	1,689,179千円
第1項 営業費用	41,592千円	1,617,184千円	41,592千円	1,617,184千円	1,658,776千円
第2項 営業外費用	△12,733千円	43,136千円	△12,733千円	43,136千円	30,403千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入		支出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△128,423千円	909,214千円	△128,423千円	909,214千円	780,791千円
第1項 企業債	△15,100千円	210,300千円	△15,100千円	210,300千円	195,200千円
第2項 国庫支出金	△87,551千円	369,400千円	△87,551千円	369,400千円	281,849千円
第3項 負担金	△25,772千円	329,514千円	△25,772千円	329,514千円	303,742千円

科 目	収入		支出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第4款 資本的支出	△128,423千円	909,214千円	△128,423千円	909,214千円	780,791千円
第1項 建設改良費	△127,123千円	608,972千円	△127,123千円	608,972千円	481,849千円

第2項 固定資産購入費	△1,383千円	2,863千円	1,480千円
第3項 償還金 (企業債)	83千円	297,379千円	297,462千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前 限度額	補正前 利率	補正後 限度額	補正後 利率
流域下水道事業	千円 210,300	年8.0%以内 たただし、借入資金に ついで、見直し利率の 見直し利率による。	千円 195,200	年8.0%以内 たただし、借入資金に ついで、見直し利率の 見直し利率による。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費40,166千円」を「職員給与費39,082千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「13,724千円」を「9,557千円」に改める。